

○ 定員管理の在り方  
 (1) 定員管理の適正化

1 職員数の基本的な考え方

地方公共団体の職員数については、政府においては平成17年度の職員数を基準として、平成22年度には職員数を4.6%以上の純減になるよう地方公共団体に対し厳格な管理の要請等を行うべく、法律により規定化されたところであります。

一方、本市においては、地方分権に伴う権限移譲や合併による業務量が増大する中で、10年後の平成27年度までの職員数2,500人体制の達成を目指すことを基本に、合併前において、人口規模が一番大きく、また住民1,000人当たりの職員数が最も少なく、行財政改革の視点から、効率的な対応を図ってきた合併前の津市の取組を踏まえる中、合併によるスケールメリット等を活かした一層の行財政改革を推進することにより、平成22年度には国の上記基準の倍以上となる約10%の縮減を、また10年後の平成27年度には約20%の縮減を目指すところです。

本市では、こうした目標の達成に向けて、今後の事務事業の見直しや外部委託の推進などによる目標の達成年度の前倒しや、目標を上回る職員数の縮減を視野に入れた取組を進めるべく方向にあります。

そのためには、上記のほか、総務、財政など管理機能の本庁への一層の集中化や、建設事業や保健事業などの拠点施設への集中化など組織機構の見直しを含めた積極的な行財政改革の推進を図る必要があるところです。

2 職員数シミュレーション

単位：人 %

	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015
前年度退職者数	105	42	84	130	124	115	114	122	97	129
当該年度採用者数	49	15	31	47	45	42	42	45	35	47
合併調整による増員 (県教委から移行)	20									
職員数	3,083	3,056	3,003	2,920	2,841	2,768	2,696	2,619	2,557	2,475
増減数(前年度比)	△ 36	△ 27	△ 53	△ 83	△ 79	△ 73	△ 72	△ 77	△ 62	△ 82
人口千人当たり職員数	10.6	10.5	10.3	10.0	9.7	9.5	9.3	9.0	8.8	8.5

(注1) 各年度とも4月1日現在の職員数であります。

(注2) 平成17年4月1日時点の合併関係市町村職員数は、3,119人であります。

参考：簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年6月2日法律第47号）  
 （地方公務員の職員数の純減）

第55条 政府は、平成22年4月1日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成17年4月1日における当該数からその1000分の46に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。